

児童相談所が行う一時保護時における司法審査導入の議論について

令和元年の児童福祉法改正法附則の規定を踏まえ、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会等にて行われている一時保護時の司法審査導入にむけた議論について紹介するもの。

一時保護とは

児童福祉法第33条1項及び2項に基づき児童相談所が行う一時保護は、子どもの最善の利益を守るため、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、子どもを一時的に親等の養育環境から離す制度。

一時保護は必要な場合に躊躇なく行うべきである一方、一時的とはいえ、子どもを親から引き離すものであり、行動の自由など子どもの権利が制限されることや、親権の行使等に対する制限でもある。

1 議論の主旨

児童の権利に関する条約第9条が父母の意に反する親子分離は司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従うことを求めているほか、**国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見**でも「義務的司法審査を導入すること」が要請されている。このため、独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度の導入が検討されている。

2 議論の内容

(1) 第39回社会保障審議会 児童部会社会的養育専門委員会
(令和3年12月7日開催) 報告書(案)より

《一時保護時司法審査の具体案》

◆ 児童相談所が親権者等保護者の意に反して一時保護を行う場合、事前又は保

護開始日から起算して 7 日以内に裁判官に対して一時保護状（仮称）を書面で請求する。

- ◆ 裁判官は一時保護開始時点での一時保護の適正性について、児童相談所が請求時点までに収集した資料を斟酌して、判断する。
- ◆ なお、一時保護の実情に照らすと事後の請求が多数を占めると予想され、制度上事前を原則とするものではない。
- ◆ 裁判官は、子どもに対する虐待のおそれがあるとき等の一時保護の要件に該当すると認める場合は、明らかに一時保護を行う必要がないと認めるときを除いて、一時保護状（仮称）を発付する。
- ◆ 児童相談所は、一時保護状（仮称）を得た場合は一時保護を引き続き実施することが可能であり、却下された場合は一時保護を速やかに解除することとなる。

《制度導入のメリット》

- ◆ 児童相談所による一時保護に関するより一層の判断の適正性の確保や手続きの透明性の確保につながる。

(2) 同専門委員会に寄せられた委員やその他各種団体からの主な意見

- 子どもが一時保護に同意していないときも司法審査の対象とすべき。
- 司法審査で一時保護を却下されたとき、家に帰りたくないという子どもの意見をくみ取るための手続きが必要ではないか。
- 児童相談所の業務量が増大する。
- 年末年始や GW 等においては、保護開始から 7 日以内に書面で一時保護状（仮称）の請求することは困難である。

3 本市の考え

専門委員会は継続して開催されており、まだ最終のものではない。引き続き専門委員会をはじめ、国の動向を注視してまいりたい。